

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（養殖施設）
発生日時	令和元年9月26日 00時37分ごろ
発生場所	愛媛県松山市松山港第2区 松山港防波堤灯台から真方位142°80m付近 （概位 北緯33°52.0′ 東経132°42.5′）
事故の概要	旅客船おれんじまーきゅりーは、離岸操船中、養殖施設に衝突した。
事故調査の経過	令和元年9月26日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 おれんじまーきゅりー、696トン 132566、防予フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）（履歴限定） 機関長、四級（機関）（履歴限定、機関限定）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に凹損を伴う擦過傷 養殖施設 外縁部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか5人が乗り組み、回航して右舷主機の減速機を開放整備する目的で、船長が操船指揮に当たり、甲板手1人を両舷主機の操作及び操舵に当て、内港フェリー岸壁に右舷着けの状態から離岸を開始した。</p> <p>船長は、右舷主機を最微速力後進として右舷船尾を内港フェリー岸壁から離し、右舷主機の停止を指示した後、バウスラストで船首を左方に振って左舷主機を最微速力後進に指示したところ、甲板手から右舷主機が最微速力後進の状態でもクラッチ操作ができないと報告を受けた。</p> <p>本船は、船長が、舵角、左舷主機及びバウスラストの出力を調整すれば、ふだんどおりに回頭して出航できると思い、後進で北北西進しながら反時計回りに回頭中、後進行きあしを減じることができず、内港フェリー岸壁北北西方沖の養殖施設に衝突した。</p> <p>船長は、右舷主機のクラッチ操作ができないことを知った際、緊急停止装置を作動させることを失念していた。</p>
分析	本船は、離岸作業中、右舷主機が最微速力後進のままクラッチ操作ができなくなった状況下、船長が、舵角、左舷主機及びバウスラストの出力を調整すれば、ふだんどおりに回頭して出航できると思い、後

	<p>進で北北西進しながら反時計回りに回頭したところ、後進行きあしが速かったことから、養殖施設に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、右舷主機が最微速力後進のままクラッチ操作ができなくなったことを知った際、緊急停止装置を作動させることを失念していたものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、離岸作業中、右舷主機が最微速力後進のままクラッチ操作ができなくなった状況下、船長が、舵角、左舷主機及びバウスラストの出力を調整すれば、ふだんどおりに回頭して出航できると思い、後進で北北西進しながら反時計回りに回頭したところ、後進行きあしが速かったため、養殖施設に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、自船の性能及び操縦特性を熟知し、状況に応じた慎重な操船を行うこと。 ・ 操船者は、主機関に異常が発生した場合、直ちに緊急停止装置を作動させること。